公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団博物館学芸員実習受入要綱

制　　定　平成１６年　３月９日
最近改正　平成２３年　６月１日

（趣旨）
第１条　この要綱は、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団（以下「財団」という。）が運営する横浜市歴史博物館等の施設（以下「施設」という。）において、博物館学芸員課程における実習生を受け入れるにあたり必要な事項を定めるものとする。
（実習生の受入）
第２条　大学等博物館学芸員課程設置機関（以下「大学等」という。）から当該課程における実習生受け入れの申し込みがあった場合には、施設の業務に支障のない範囲で実習生を受け入れるものとする。
２　前項の申し込みは、「博物館学芸員実習申込書」（様式１）により行う。
３　実習申し込みは、実習実施年度の４月１日（当該日が施設の休館日にあたるときは、直後の休館日でない日とする。）から希望施設において受け付ける。
４　施設は、実習生受入の可否を「博物館学芸員実習決定通知書」（様式２）により通知する。
（実習費）
第３条　実習生受入を可とされた大学等は、指定期日までに実習費を財団指定口座あて納入するものとする。
２　前項の実習費は、実習生１人あたり１０，０００円とする。
（実習内容）
第４条　実習は、当該施設の長が実習計画を作成し、実施するものとする。
（実習の中止）
第５条　実習期間内において、実習生として相応しくない行為があったと当該施設長が認めた場合、若しくは実習を継続しがたい事由が生じた時は、当該実習生の実習を中止することができる。
２　前項により実習を中止した時は、中止理由を付して遅滞なく大学等に通知しなければならない。
（実習費の不返還）
第６条　前条第１項及び申込者の都合により実習を中止した時は、既に納入した実習費は返還しないものとする。
（その他）
第７条　この要綱で定めるもののほか、実習に必要な事項は、当該施設の長が定めるものとする。

附　則
この要綱は、平成１６年３月９日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

様　式　１（第２条関係）

博 物 館 学 芸 員 実 習 申 込 書

年　　月　　日

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
理事長　五　味　　文　彦

申込者
所　在　地
機　　関
申込責任者
連　絡　先

博物館学芸員課程における実習を次により受けさせたいので、申し込みます。

<table>
<tr><td>希 望 施 設</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">（写真貼付）
（3 ㎝×4 ㎝程度）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">実習生氏名等</td><td>（ふりがな）
氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>学部・学科・学年</td><td></td></tr>
<tr><td>卒業論文
テーマ等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所(実習時)

連絡先
(現住所と実習時が異なる場合はそれぞれ記入)</td><td colspan="2">〒

TEL</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先

TEL</td></tr>
</table>

（申込者１人につき１枚使用）

（記載例）

様　式　１（第２条関係）

博 物 館 学 芸 員 実 習 申 込 書

年　　月　　日

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
理事長　五　味　　文　彦

申込者
所　在　地　○○市○○区○○１－ １－１
機　　関　×　×　大　学
申込責任者　学長　△△　◇◇　印
連　絡　先　（事務担当課及び担当者名）
℡○○○-○○○-○○○○
eMail○○○@○○○○

博物館学芸員課程における実習を次により受けさせたいので、申し込みます。

希 望 施 設	横浜市歴史博物館		
実習生氏名等	（ふりがな） 氏　　名	△△△△　△△△△ ○○　○○	（写真貼付） （3 ㎝×4 ㎝程度）
	学部・学科・学年	○○学部○○学科　○○年	
	卒業論文 研究テーマ等	○○○○○○○○について	
	住所(実習時)	〒 ℡	
	連絡先 (現住所と実習時が異なる場合はそれぞれ記入)	〒 ℡	

（申込者１人につき１枚使用）